



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	M. A. ベズニン, T. M. ディモーニ「ロシアのコルホーズ農民の課役, 1930～60年代」
Author(s)	松井, 憲明
Citation	経済學研究, 57(3), 81-96
Issue Date	2007-12-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30331
Type	departmental bulletin paper
File Information	ES57(3)_81-96.pdf



<翻訳>

ロシアのコルホーズ農民の課役 1930～60 年代

M. A. ベズニン, T. M. ディモーニ

松井 憲明 訳

要 旨

ソ連では農業社会の伝統的社会制度である課役（ロシア史に即していえば、農奴制時代の賦役や貢租）が 1930 年代に大規模に再建され、60 年代まで存続した。

この課役には、①労働課役（夫役）、②物納課役、③金納課役がある。①夫役の中核はコルホーズの共同農場での労働義務であり、その法令化は 39 年の年間労働ミニマムの導入に始まる。これはまもなくコルホーズ員ばかりか年少者をも対象とするに至る。夫役の徴発はその他、木材調達と泥炭採取、道路の建設や補修などの領域でも広く行われた。②物納課役はコルホーズ農民の現物給付義務であり、農家の多様な作物の国家供出という形で、これまたきわめて大規模に賦課された。③金納課役は貨幣給付義務であり、農業税、馬匹税、独身税、戦時税、建物税、家畜税の納付、自己課税、国債購入等々の多種多様な形態をとった。これらの課役は全体として第二次大戦中とスターリンの晩年に激増した。コルホーズでは一貫して労働強化が図られた。木材調達や地方の道路建設、農畜産物の国家調達などでも課役は大きな役割を演じ、他方、農民生活にとってそれは重い負担となった。

こうした課役は経済外的強制の広範な適用を特徴としていた。コルホーズの労働への不参加は矯正（強制）労働や遠隔地への追放を含む各種の措置により罰せられ、その他の課役の忌避に対しても罰金が科せられ、財産の差押えや没収が行われ、さらに刑事責任が問われた。

課役の制度は、ソ連が 1930 年代から 60 年代にかけて農業社会から工業社会へと転換を遂げる上で最も重要な要素であった。したがって、それはこの転換の進行とともに必要性を減じ、60 年代後半までには解消された。

訳者まえがき

以下はロシアの歴史雑誌『祖国史（*Otechestvennaia istoriia*）』2002 年第 2 号に掲載されたヴォーログダ教育大学のベズニン、ディモーニ両氏の論文“Povinnosti rossiiskikh kolkhoznikov v 1930–1960-e gody”の邦訳である。両氏はその前年の L. V. イジューモヴァ氏との共著『ロシア農民の課役、1930～60 年代』に同名の論文を発表しており、この原論文を簡略化

して本論文が生まれた。その基本的なモチーフはスターリン時代のソ連における「復古メカニズム」の全面的展開ということであり、両氏はこの点を課役の制度に即して解明している（本稿では両氏が後掲の一論文において語る当該期ソ連の「半封建的」用語法の存続を考慮し、古いロシア語の“povinnost”の訳語にこれも古い日本語の「課役」を当てたが、たとえば邦訳レーニン全集ではこの語は「義務負担」あるいは「義務（制）」と訳されている）。そし

て、ソ連ではこの「封建的」復古をテコとして農業社会の近代化が達成されたというのが両氏の描くソ連農業史の大まかな見取り図である（これについてごく簡単には拙稿「コルホーズ制度の変化の過程」〔奥田央編『20世紀ロシア農民史』，社会評論社，2006年〕を参照。詳しくは，ベズニン，ディモーニ「ロシア農業の資本主義化の過程，1930～80年代」〔『祖国史』2005年第6号〕，同「1930～80年代ロシアの農業構造（新しいアプローチ）」〔『歴史の諸問題（Voprosy istorii）』2005年第7号〕，同「1930～80年代ロシアの農業構造」〔『ロシア史研究所紀要（Trudy Instituta rossiiskoi istorii）』第6分冊，2006年〕などを参照）。いずれにせよ，本論文は，ソ連農業の「社会主義的」改造といわれたものが農業社会から工業社会へのひとつの（著者の考えでは国家資本主義的な）移行形態に他ならないとする考え方に立っており，それ自体，「社会主義体験の脱神話化」の試みに一石を投ずるものであろう。

訳出に際し原註はすべて省き，そこに引用されていた文書資料の所蔵文書館名と文献名は一括して本稿末尾に掲げた。文中の節の区分と小見出しは2001年の原論文による。また，[]（ブラケット）内は訳者による補足である。

はじめに

課役（povinnosti），すなわち，ある者に対する債務の履行（有給および無給）はわが国〔ロシア〕の歴史学において新しい問題ではなく，経済面での農民・国家関係の諸問題の検討という文脈ではとくにそうである。このテーマは革命前の時期に関する文献では古くからよく研究されてきたが，ソ連史関係の著作の中で深く研究されているのは「戦時共産主義」の時代だけである。コルホーズ時代のそのいくつかの側面については，ヴェルビツカヤ，ベズニン，ポポーフ，ズィマーの業績，そして多巻本の『ソ連農民史』の中で検討されてきた。とはい

え，この問題の系統だった研究という課題はいまだに果たされていない。しかし，この研究において問題となるのは，農業社会（もしくはいわゆる封建社会）の伝統的な社会制度が長く生き続けるということであり，ソ連ではそうした制度が1930年代初頭に古典的な姿をとって再建され，1960年代の末まで存続した（オブローク「農奴制期ロシアの貢租」の類似体である国家供出が廃止されたのは1958年であり，コルホーズの公共経営「共同農場」での規制された労働課役である「パールシチナ」〔農奴制期ロシアの賦役〕がその存在をやめたのは60年代末のことである）。

本稿の目的は，1930～60年代における農民の課役の制度，それらの構造と量的・質的特徴，そして，コルホーズ員に対するそれらの賦課の方法を検討することである。研究の地域的な範囲はロシア共和国に限定されるが，これは，他の連邦共和国の資料による同様の問題の研究が十分ではないように見えるからである。

I 課役の制度とその法令化

1930～60年代の農民の課役には，(1) 労働（otrabotochnaia）課役，(2) 物納（natural'no-produktovaia）課役，そして(3) 金納（denezhnaia）課役がある。

1. 労役（otrabotki）

これはコルホーズ体制の生成とともに形成され，30年代末までに確立した。それは義務的な労働のことであり，アルテリ〔コルホーズ〕の公共経営，木材調達と泥炭採取，道路の建設や補修，そしてまた，季節的に多数の人手が必要になるその他のいくつかの部門（木材化学，漁業，レンガ製造など）において行われた。

コルホーズでは然るべき理由なく欠勤した成員の処分（除名が最も重い）がすでに35年の農業アルテリ模範定款の中で定められていたが，この形態の課役が法令化されるのは39年

のことである。すなわち、同年5月27日付け全連邦共産党（ボリシェヴィキ）〔以下「党」と略〕中央委員会およびソ連人民委員会議〔閣僚会議〕の決定により、労働能力のあるすべてのコルホーズ員（女子16～55歳、男子16～60歳）に対して国内の地域別に60から100の義務的な年間作業日〔作業点数〕ミニマムが決められた。それは42年にソ連人民委員会議・党中央委員会の特別の決定により100～150作業日にまで引き上げられた。この決定はまた成人のコルホーズ員に対して農作業期ごとの義務的な作業日の量を定め、ローティーンのコルホーズ家族員にも義務的な作業日ミニマム（年間50）を決めた。こうして戦争期間中という名目で引き上げられたこのミニマムは47年2月の党中央委総会の勧告により〔戦後も〕そのまま継続され、47年5月31日付けソ連閣僚会議決定により承認された。その後まもなく労働強化策がとられた。48年4月、ソ連閣僚会議決定により出来高ノルマが耕起作業で12～17%、耙耕作業で12～20%、亜麻引き抜き作業で25%引き上げられた。これらのノルマは国内の全地域を対象とするものであり、その根拠となっていたのは、農業機械の供給状態が最もよかった地域の最も進んだコルホーズ員の作業実績であって、ヴェルビツカヤの考えでは、ロシアの、とくに北部・中部諸州のコルホーズ農民にとって明らかに高すぎるものであった。

義務的な作業日ミニマムの引き上げは40、50年代の境目にも度々試みられた。〔ロシア国立経済文書館の〕コルホーズ問題会議の文書フォンドには、それを年間150にまで増やし、ローティーンについては60にするという48年のソ連閣僚会議決定の草案が残っている。閣僚会議にはまた、農繁期におけるミニマムの履行がその他の農作業期におけるコルホーズの労働義務を免除するものではないとか、あるシーズンのその超過達成を翌シーズンに繰り越すことはしないといった提案も出された。51年には閣僚会議で、その基準を120～200作業日にまで引

き上げるという問題が審議され、また、それを地方の事情に応じてプラスマイナス20%の枠内で見直す権利を連邦共和国と自治共和国の閣僚会議、辺区と州の執行委員会〔辺区政庁と州政庁〕、そして個々の農業アルテリに与えることが論じられた。審議の結果、50年代半ばに政府はコルホーズに対して女子150、男子200のレベルに決めるよう勧告した。

この義務は事実上60年代末まで残った。それを変えたのは66年5月16日付け党中央委員会・ソ連閣僚会議決定「公共生産〔共同農場〕の発展に対するコルホーズ員の物質的関心の強化について」であり、これにもとづき、貨幣（月1回以上）と現物（生産物の受け入れ期限ごと）によるコルホーズ員の保証賃金制が導入された。69年11月、アルテリの公共経営への労働参加のミニマムを決める権利はコルホーズの理事会に与えられることになり、この点は〔同年の〕コルホーズ模範定款の中で確認された。この時点からコルホーズでの労働課役の国家的規制は停止された。

木材調達への参加は20年代末から農民の義務となり、法制化された人夫馬方役（trud-guzhpovinnost'）の形で41年に完成した。木材調達に徴用されたのは男子16～55歳、女子16～45歳のコルホーズ員である。人員配分の出発点は、政府から下ろされる種々の官庁の季節的な木材調達計画——基本的に木材工業と地方の燃料工業の生産目標を達成するための計画——であった。徴用者の数は諸官庁の追加労働力需要によって決まった。林業場は農業アルテリおよびその成員と労働契約を結んだ。

34年に初めて木材調達の統一出来高ノルマが導入された。〔徒歩〔馬なし〕〕（peshie）労働者のノルマは1シーズン110日、馬方は100日である。この労働は有給であったが、コルホーズ員の労働は38年まで木材調達機関の常勤職員よりも著しく低く評価されており、後者には定率の勤続手当と食料手当が加算され、後には基本給に対する月10～80ループリの統一

手当が導入された。コルホーズ員の馬方の賃金からは馬の給養費、櫓と馬具の修理費が控除されてコルホーズに渡されたが、それは賃金の50%に及んでいた。こうしたやり方が変わったのは38年であり、この時から、人夫馬方役に徴用された者はコルホーズ員も含めて全員、基本給と季節的・累進的給与（賞与割増金付き）の両方が支給されるようになった。この作業に徴用されるコルホーズ員数の減少は、木材調達企業が54年に常勤職員の利用に移行したことによる。

泥炭採取工業での労働課役もまた20年代末から形づくられた。これに徴用されたのは労働能力のある16～55歳の男子コルホーズ員と、50年までは16～45歳の女子コルホーズ員とである（きつい作業での女子の利用は50年以降、制限が試みられた）。泥炭の採取はロシア共和国の地方工業人民委員部と燃料工業人民委員部（後に、地方・燃料工業省に統合）、そして地方の営業協同組合管理局が行っていた。確定した組織的募集計画は州執行委員会に伝えられ、後者はそれを各地区執行委員会〔地区役場〕に割り当て、各地区はまた村ソビエト〔村役場〕とコルホーズに割り振った。コルホーズの理事会はこの作業に派遣される者と個別の労働契約を結んだ。

道普請役（dorozhnaia povinnost'）はロシア最古の課役のひとつである。それは「戦時共産主義」期にソビエト政権により再開され、20年代にも存続したが、その制度としての成立、すなわち、その徴発の基準量と形態の確立は30年代のことである。36年3月3日付けソ連中央執行委員会・人民委員会議決定に従って、労働能力のある18～45歳の男子コルホーズ員と18～40歳の女子コルホーズ員は集落から半径15キロ以内の道路工事に無給で毎年6日間、個人農〔非コルホーズ農民〕は12日以上出なければならなかった。また、農村住民にはその期間中、牽引手段や荷馬車、道具類を提供する義務があった。さらにこの決定は、各コルホー

ズが常設の道路作業隊をつくること、その作業隊の工事は、当該コルホーズの全成員が参加するこの建設作業の全体計画に組み込むことを勧告した。この課役は58年によく廃止されたが、この種の工事へのコルホーズ員の徴用はその後数年間続いた。

2. 現物の「オブローク」

これが導入されたのは、個別の屋敷付属地〔自留地〕経営〔コルホーズ農民の農家＝農戸〕で生産される若干の作物の国家への義務供出の形では32～33年であり、その主な作物のほとんどすべて（穀物、米、ジャガイモ、肉、牛乳、羊毛、皮革原料、卵、チーズ、タバコ）の義務供出の形では39～41年である。33年当初、コルホーズ員からの徴収量は個人農の基準より5%少なく、またコルホーズの基準より5%多く設定された。しかし、それは34年にはもう同じ地域の個人農の基準と同一にされた。40年からはコルホーズの義務供出量算定の面積基準が導入され、この方式は部分的に農民の農戸にも適用された（皮革原料が40年から、卵は41年から、穀物は個人農の農家について40年から）。

これらの義務の大きさは度々増加した。たとえば、40年にコルホーズ員の農戸が納める義務のあったものは、肉が国内の地帯別に32～45キロ（個人農は64～90キロ）、羊毛が羊1匹当たり200～1,100グラムとヤギ1匹当たり130～200グラム（個人農は各々500～1,400グラムと150～220グラム）、ジャガイモが計画播種面積1ヘクタール当り2～20ツェントネル（個人農は3～25ツェントネル）、羊とヤギの皮が0.5～2匹分（個人農は1～3匹分）である。その他、屠殺あるいは非伝染性の疫病死により得られる牛皮の全量が義務的に納入された。46年3月19日付けソ連閣僚会議・党中央委員会決定では、牛乳の国家供出の年間平均基準量がコルホーズ員の牝牛1頭当り260リットル以内、個人農所有の牝牛は300リットル以内と定められ

た。48年からは、穀物を栽培する農業アルテリ成員が、当該地域の個人農の農家に定められた〔高い〕基準量の義務供出を行うことになった。49年以降は羊をもつ農戸の羊毛納入の基準量が50%引き上げられた。

戦後、個人副業経営〔コルホーズ農民の農家〕はすべて、肉を土壌・気候地帯別に年間40～60キロ、牛乳を120～280リットル、卵を30～150個納める義務があった。53年からようやく基準量は肉30キロ、牛乳60～110リットル、卵30～100個に引き下げられた。54年以降、家畜をもたない個人副業経営は肉・皮・羊毛・チーズ・穀物を納入する必要がなくなった。58年にこれらの義務は全廃となった。

3. 金納課税

これは数種類の国税および地方税、国債、そしてその他の公課から成る。

30～60年代において第一の部類に属していたのは、農業税（23年導入）、個人農の農家の馬匹税（38年以降）、そして国内の全人口に対する一般的賦課金——独身税・单身税・小家族税（41年以降）、漁業税と切符税（魚釣りの許可料）——である。42年から46年までソ連の全人口は戦時税の納付を義務づけられた。また、様々な時期に住宅および文化・生活サービス施設の建設資金が地方当局により徴収された（33年から恒常的な公課となり、43年まで続いた）。42年に採択された地方税令により、農村人口は地代、建物税、輸送手段税（自転車を含む）、家畜税、そして1回ごとのコルホーズ市場使用料を納めることになった。その他、村の住民は見世物税を払った（映写機も課税対象）。さらに、30年代末から農村地域ではいわゆる自己課税がほとんどすべての家族により行われ、これは自発的なものと宣言された。

農業税は貨幣形態ではすでに23年に導入されていた。その課税対象はコルホーズ員の農家と個人農の農家の全所得である。39年にその固定税率は累進税率に変わり、税率は何倍にも上

がって、屋敷付属地・牝牛・小型家畜からの、そして農外の賃仕事からの所得の大きさで決められることになった。41年には、戦時中という名目で農業税の100%「臨時割増」が導入された（42年に戦時税の導入に伴い廃止）。43年には、農業税の算定根拠となっていた国定の国内平均農業収益率基準が3～4倍も引き上げられた。農業税は新たに48年3月30日付けソ連閣僚会議決定と同年6月13日付けおよび15日付けソ連最高会議幹部会令により47年比で30%増額された。穀物、ジャガイモ、野菜の収益率の計算基準は50年8月7日付けソ連最高会議幹部会令により引き上げられた。52年になると、以前は課税対象外だった幼畜と家禽からの所得分として課税所得の7%割増が導入され、コルホーズ員が公共経営で働いて得た作業日報酬が初めて課税対象に加えられた。その結果、農業税の総額は目に見えて増加した。53年によく税は所得総額にかかわりなく、農家経営の土地1アール当りの固定税率で計算されるようになり、そのために税は顕著に減少した。

最も多額だったのは戦時税である。それは頭割りの課税原則により徴収された。農村住民はそれを固定税率で納めたが、その税率は、当該地方の個人副業経営の平均所得に応じて、州ごとに、さらには個々の集落ごとに差別化された。

国債とは一定期間終了後の国家による返還の義務を伴う住民の資金あるいは現物の徴収である。最初それは22～23年に実施され、現物形態をとっていた。22年の末と24年の初めに貨幣形態での最初の割増金付き国債が発行され、これは27年から年々の国債に変わり、しかもその発行額は絶えず増加した。こうして、36年の国債が全国で48億3,200万ルーブリだったのに対して、40年の国債はすでに90億ルーブリ以上になっていた。また、〔戦後の〕ソ連国民経済復興発展国債の募集は58年まで行われた。

Ⅱ 労働課役

30～60年代において労働課役を負担する基本的な形態はコルホーズの公共経営での就労であり、それはコルホーズ員家族の労働支出の中で最大の時間的割合を占めていた。ロシア共和国のコルホーズで労働能力のある成人男女がすべての労働分野の仕事に支出した時間のうち、公共経営での就労時間は40年に70%、43年に71%、45年に67%、55年に62%、61年に68%となっている。ロシア非黒土地帯の北部・東部諸州ではその割合が南部と首都周辺の地域よりも著しく高かったことを指摘しておこう。

コルホーズでの労働課役の負担をより多く引き受けたのは女子である。たとえば、ロシア共和国では50年に16～59歳の男子がコルホーズで年間119日(1,041時間)、16～54歳の女子が202日(1,702時間)働いており、53年には各々113日(991時間)と186日(1,535時間)、55年には各々119日(1,020時間)と187日(1,546時間)働いていた。

コルホーズでの労働課役の徴発が年間で最も激しかったのは第3四半期である。労働暦日総数に対する労働能力あるコルホーズ員の出勤日数の比率は、59年のロシア共和国の平均で、第1四半期が72%、第2四半期82%、第3四半期85%、第4四半期74%であり、女子は各々42%、59%、65%、48%であった。この場合、最も負担が大きかったのは畜産係(搾乳婦、女子の子牛飼育係と養豚係、その他)である。彼らは65年にロシア共和国の大部分の地域で330～350人日ずつ働いた。これは人間が絶えず仕事場にいることを要求するこの部門の技術体系のせいである。コルホーズ議長と上級専門職は約300人日、運転手は約250人日となっている。65年にコルホーズの仕事への参加が最小だったのは馬小屋の手作業に従事するコルホーズ員である(160～230人日)。

国家はコルホーズ員の労働日を法制化した。40年8月1日付けの指令[党・政府決定]に

より、それは収穫期のコルホーズで午前5～6時に始まり、日没とともに終わった。

木材調達での人夫馬方役は準備作業(木材搬出用の道路と居住用仮小屋の建設、その他)と本作業(木材の伐採と搬出)とから成っていた。各年度第1四半期に木材調達に徴用されたコルホーズ員の数は、ソ連全体で40/41年度に「徒歩」労働者が60万9,000人、馬方が30万5,000人であり、47/48年度は各々37万2,600人と14万3,400人、50/51年度は33万8,200人と10万1,600人、55/56年度は9万1,100人と2万2,800人である。木材調達に徴用された季節労働者(大部分はコルホーズ員)が森林開発部門の従事者全体の中に占める割合はかなり大きく、40年が36%、46年40%、50年30%、55年12%であった。50年代の初めまで、最繁忙期の秋冬期に徴用された労働者の数は林業場の常勤職員のそれを上回っていた。この課役の負担により農業アルテリの労働資源はかなり大量に引き抜かれた。その数は泥炭採取と併せ、40年代後半のソ連の平均で、労働能力あるコルホーズ員の4%を下らず、主要な木材調達地域ではいっそう多かった。たとえば、51年にヴォーログダ州では9%、アルハンゲリリスク州では17%である。この分野での男女別の労働利用は時期によってまちまちであった。ヴォーログダ州では42/43年度の就業者総数の60%は女子とローティーンであった。その上、国家は国内の森林の多い地域での季節労働に、その他の地域、主として森林の少ない地域のコルホーズ員を動員した(大祖国戦争[独ソ戦]期には若干の制限があった)。季節労働者がやって来たのはリャザン、ヤロスラヴリ、クルスク、オリョールの諸州、マリ、モルドヴァー、チュヴァシの各自治共和国、そしてアルタイ、クラスノダール両辺区からであり、彼らはアルハンゲリリスク、ヴォーログダ、キーロフ、コストロマー、スヴェルドロフスクその他の州へ送られた。コルホーズが関与して搬出された原木の割合は40年に50%、45年60

%, 50年47%, 55年43%であり, 薪は40年58%, 45年70%, 50年62%, 55年55%であった。

コルホーズ員は木材調達に労働課役をつらい強制的な義務と見なしていた。労働は手作業であり, 日常の生活条件はきわめて悪かった。40年代に彼らが住むことになった宿舎には板寝床が作られ, 「そこで労働者は寝具なしに, じかに板の上に寝て」おり, 汚れと寒さは耐えがたかった。これに対して, 同様の作業に従事した戦後の軍事捕虜は「一定の基準による軍装品, 防寒長靴, 毛皮半外套, 綿入れズボン, 寝具一式, そして食糧」を支給されていた。食糧供給の問題を解決するために, ヴォーログダ州の村ソビエト議長〔村長〕は, コルホーズの指導者が, 与えられた伐採量の目標をコルホーズの家族ごとに割り当て, 木材調達に徴用されなかった者が森林に動員された者のために一定量の食料品代を払うようにすることを提案した。森林での労働が最も強化されたのはスタハーノフ月間あるいは前線月間(戦時中)に指定された期間である。その期間中, 労働日は延長され, 休憩の中休みは合図に従ってとられた。

泥炭採掘場においてコルホーズ員は準備作業(木株の除去, 備蓄の泥炭の搬出)の他, 泥炭採取(主に冬季～春季)に利用された。ロシア共和国ではこれらの作業に44年に4万900人, 53年に3万5,300人送り込むことが計画された。しかし, こうした計画目標の達成率は普通80%を超えなかった。木材調達と同様, ここでも他の州からの労働力の徴発が広範に行われた。その割合は44年に40%, 53年には24%に達していたに違いない。動員された者の主要部分を構成していたのは女子である。泥炭採取工業の重労働から女子を救い出した50年のソ連閣僚会議決定後でさえ, たとえば52年のシーズンに泥炭採掘場で使われていた男子は9%に過ぎなかった。

道普請役とは, 道路を建設・修理し, 渡し場と橋を設ける農村住民の義務のことである。国

内の道路の主要部分(87%)は30年代末まで無舗装であった。それらの正常な状態での維持, 新しいものの建設や修理のために, ソ連では33年から37年までの間に人間7,900万人, 役畜2,960万頭, トラクター16万1,000台, そして自動車3万5,000台が徴発された。たとえば, 40年にはヴォーログダ=チェレボヴェーツ街道の再建のために毎日1,000～7,000人が使われ, 大祖国戦争期にはキズリャール=アストラハン間の道路建設のために2万人以上, スターリィ・オスコール=ルジャーク(サラエフカ)間の鉄道建設のために2万5,000人が使われた。毎年, 春の播種が終ると「道路工事月間」が始まり, その期間中は農村の全住民が道路整備に出なければならなかった。共和国, 州, 地区, 村ソビエト, コルホーズは年間作業計画の期限前達成をめざして絶えず競争しあった。しかも, 30～40年代にはこの分野の費用の大部分が農村住民の無給労働によってまかなわれた。40年のロシア共和国における地方の道路建設では, 作業の75%(貨幣評価による)がそうした方法で行われ——基本工事の79%, 除雪作業経費の82%, 緑化〔植樹〕事業は84%——, そして大祖国戦争期には, ロシア共和国人民委員会議付属道路総局のデータによれば, すべての主要な作業がそうした方法でなされた。労働はとくに地方の道路で機械化されていなかった(たとえば37年にその割合は97%であった)。

作業の主要部分(切り土・盛り土, 採石, 舗装, 土砂の搬出)は6～10月に行われた。当然のことながら, この時期に働き手と牽引力と農具を引き抜かれることはコルホーズにとってきわめて不利益であった。党・ソビエト〔行政〕機関の文書は, 農業アルテリがこの課役を食料品や飼料で「免除」してもらったとか, 余所者を労働力として雇うといった手段に訴えたケースを記録しているが, そうしたことは法令で厳禁されていた。道路建設への農村住民の参加は余りにも重大なことであったため, 40年に政

府はソ連ゴスプラン〔国家計画委員会〕の提案を受け、すべての連邦共和国についてその年度計画を確定・承認した。こうしたやり方は後に国内の経済生活の欠かせない部分になった。

国が極端な状態に置かれた大祖国戦争期は農民の労働課役の範囲がとりわけ広がった。たとえば、ヴォーログダ州のコルホーズ員は、疎開者や仕事をもっていない都市住民とともに、防御施設や鉄道線路の建設、蒸気機関車用の薪の調達に徴発された。モスクワのため、モスクワ州の公共生活のためにこれらの作業に当たったのは、カリーニン、リャザン、タムボフ、ヤロスラヴリ、イヴァーノヴォ、トゥーラ、その他の州の村民である。

Ⅲ 物納課役

本稿が対象とする時期のコルホーズ農民の物納課役はきわめて大規模である。しかし、それを賦課される農家の数は時期によって異なっていた。それは大祖国戦争期に入って戦前より減少したが、これは、(1) 高齢のために働けない者で、他に労働能力ある家族員がいない者の農家、(2) 息子が現役の軍務に就いており、その妻と7歳以下の子どもが家族に残っている高齢者の農家、(3) 妻と7歳以下の子どもが家族に残っている現役の赤軍兵士の農家、(4) 傷痕軍人と第1級および第2級労働能力障害者の農家が除外されたためである。戦後、こうした優遇措置を受ける農家は少なくなったが、その数は50年代半ばに至って再び増加した。たとえば、ヴォーログダ州で肉の供出を課せられたコルホーズ員の農戸は39年22万4,700戸、44年12万1,700戸、48年14万300戸、51年16万5,400戸、56年14万500戸であり、牛乳の供出はそれぞれ14万5,800戸、6万9,100戸、15万2,500戸、14万8,600戸、10万3,900戸であった。卵の供出は44年が11万7,600戸、48年13万2,800戸、51年15万1,600戸、56年12万1,300戸である。

各農戸の供出量は40年から50年まで絶えず増加した。たとえばアルタイ辺区では平均して肉が40年に27.8キロ、50年37.8キロであり、牛乳は各々179リットルと237リットル、羊毛は各々4.1キロと4.4キロであった。モスクワ州のそれらの数値は28キロと41.3キロ、133リットルと237リットル、1.02キロと1.03キロであり、ヴォーログダ州は29.5キロと31.3キロ、190リットルと251リットル、0.6キロと1.6キロである。大祖国戦争期には農戸の人力がもぎ取られ、そのため、今指摘した傾向にもかかわらず、国家供出全体に占める個人副業経営の生産物の比重はかなり低下した。たとえば、アルハンゲリリスク州では肉の比重が40年23%、43年13%、牛乳が16%と12%であり、オムスク州では各々27%と14%、31%と16%であった。しかし、どこでもこうだったわけではない。モスクワ州では戦時中もそれらの数値が変らないか、あるいは大きくなっている。

食料と原料の義務供出は屋敷付属地の生産物の相当な部分を占めていた。供出を終えた農家は牛乳を40年に9%、43年5%、45年4.5%、48年に9%失い、羊毛をそれぞれ19%、13%、11%、16%、羊とヤギの〔皮革〕原料を12%、42%、40%、38%、そして卵を43年に13%、48年に21%失った。50年にはソ連で〔農家の〕家族員1人当りの肉の生産量21.7キロのうちほぼ5キロが、卵は63.6個のうち11個強が手放された（国家に売却あるいは納入）。その他、肉と卵については、個人副業経営に家畜と家禽がなくても納入しなければならなかった。国家はそれらを他の作物または貨幣（これは市場価格にもとづいており、国定の小売価格を上回っていた）によって代納することを認めた。こうして、肉の供出の代わりにヴォーログダ州では野菜や牛乳、卵を、アルタイ辺区ではタマネギ、牛乳、羊毛を納めることができた。この代納は特殊な換算率にもとづいて行われた。54年に現物の義務供出を金納に代える

ことが許可されたとき、ヴォーログダ州ではコルホーズ家族の支出の13%がこの目的に使われた。

義務供出で納められる個人副業経営の生産物の割合は50年代半ばにようやく激減した。それは57年に羊毛が10%、牛皮が0.5%、卵が4%となった。

通例、義務の履行は2～4回の納期に分けられた（最初の脱穀粒や収穫物から納められた穀物は、米やジャガイモをも含め、この限りでない）。肉については年度の第1四半期に30%、第2四半期に15%、第3四半期に25%、第4四半期に30%納めなくてはならず、羊毛の場合は8月1日までに60%、11月15日までに残りの40%である。通例、供出の滞納は免除されることなく、翌年に繰越となった。

全体として農民の物納課役は農畜産物の国家買付にかなり貢献した。ロシア共和国の国家買付と調達に占めるコルホーズ員の農家の（労働者・職員の農家をも含めた）割合は、ジャガイモが40年に30%、50年に40%であり、家畜と家禽の肉がそれぞれ25%と29%、卵が100%と55%、牛乳が26%と40%、羊毛が22%と20%であった。

Ⅳ 金納課役

農村住民による金納課役の制度の中で主導的な地位にあったのは農業税である。それは33年までコルホーズ農戸の非公共化経営〔農家経営〕部分の所得から徴収されていたが、33～38年には固定税率により1農家15～30ルーブリと決められ、38年以後は各地区の全コルホーズ員に適用される単一の税率により（所得額にかかわらず）1農家10～50ルーブリとなった。39年に政府は累進税率を導入した。同時に平均農業所得収益率基準が定められ、それはロシア共和国の場合、播種面積1アール当りで穀類が5.4ルーブリ、ジャガイモ12ルーブリ、そして1頭当りで牝牛600ルーブリ、豚300

ルーブリ、羊とヤギ40ルーブリ、去勢牛と牝牛が300ルーブリであった。40年代に収益率基準は著しく上がり、播種面積1アール当りで穀類40ルーブリ、ジャガイモ120ルーブリ、また、1頭当りで牝牛3,500ルーブリ、豚1,500ルーブリ、羊とヤギ350ルーブリ、去勢牛と牝牛1,300ルーブリとなった。53年7月1日からは農業税の賦課が農家の総所得にかかわりなく屋敷付属地1アール当りの固定税率で行われた。ロシア共和国については農業税の平均税率が1アール当り8.5ルーブリと定められた。39年から53年まで農家の所得は財務機関が理想的な状況を考えて決めており、多数の農家の実態は考慮されなかった。農業税の総額の50%は家畜からの所得にかけられた。

39年に定められた累進税率によれば、所得が700ルーブリ以下のときは税が1農家50ルーブリであり、700～1,000ルーブリであれば50ルーブリ・プラス・700ルーブリ超の所得1ルーブリにつき8コペイカ、等々であった。最大の課税所得は4,000ルーブリ以上とされ、税額は404ルーブリ・プラス・4,000ルーブリ超の所得1ルーブリにつき15コペイカであった。当時の税率表での累進性の水準は7～10%である。48年に農業税の税率は「コルホーズ員の個人副業経営所得の上昇により」引き上げられ、所得2,000ルーブリ以下は1ルーブリにつき11コペイカ、2,000～3,000ルーブリのときは農家当り220ルーブリ・プラス・2,000ルーブリ超の1ルーブリにつき13コペイカ、所得3,000～4,000ルーブリのときは350ルーブリ・プラス・3,000ルーブリ超の1ルーブリにつき16コペイカ、等々となった。累進性の水準も上がり、それは今や課税所得額の9～11%になった。しかも税負担は資力の弱い農戸により重くのしかかった。

39年の農業税法は、傷痍軍人と第1級および第2級労働能力障害者のいるコルホーズ員と個人農の農家に5割減税という優遇措置を導入した。労働能力のある者が1人で子どもが3人

以上の家族、あるいは労働能力のある家族員が2人で12歳未満の子が3人以上の家族には15%の減税が決められた。高齢〔男子60歳以上、女子55歳以上〕のコルホーズ員と個人農の農家、傷痍軍人と労働能力障害者の農家、そしてまた、息子または家長が現役の軍務に就き、8歳未満の子をもつその軍人の妻以外には家族に労働能力のある者が残っていない農家は税を全額免除された。45年には、大祖国戦争の第1種および第2種傷痍軍人の農家が完全に納税を免除された。しかし、48年の法令により多子および高齢の個人農に対する優遇措置は廃止され、高齢のコルホーズ員は半額の免除となった。その結果、たとえばヴォーログダ州では、優遇措置による減免税の規模が48年に前年比31%減少した。優遇措置が再び拡大したのは53年のことであり、農業税の額は牝牛をもたない農家で50%、そして54年には30%引き下げられた。

農業税を課されるロシア共和国のコルホーズ員の農家総数は41年807万8,000戸、45年1,064万3,000戸であったが、54年には888万5,000戸にまで減少した。

ロシア共和国の個人副業経営1戸平均の農業税額は、大祖国戦争期に激増した。37年にそれは平均29ルーブリだったのに対して、42年には135ルーブリ、43年には691ルーブリ、そして44年には770ルーブリにまで増加した。戦後それはいくらか低下したが、48年から50年代初めまでは持続的な増加傾向が見られた(47年374ルーブリ、48年508ルーブリ、51年519ルーブリ)。53年からそれは再び低下した。ロシア共和国のその平均額は54年300ルーブリ、55年287ルーブリ、65年16.6ルーブリ(61年以前の価格スケールでは166ルーブリ)であった。

この場合、ロシア共和国の地域ごとに数字はかなり違う。たとえば51年にその数値はクラスノヤールスク辺区とヴォローネシ、イルクーツク、カルーガ、カーリーニングラード、クルス

ク、ノヴォシビルスク、トゥーラ、ケメロヴォの各州では600~700ルーブリであり、アルタイ辺区とブリャンスク、ヴェリーキエ・ルーキ、ヴラジーミル、イヴァーノヴォ、コストロマー、キーロフ、モロトフ、オリョール、スモレンスク、リャザン、サラトフ、トムスク、ヤロスラヴリ、クイビシエフ、レニングラード、モスクワ、オムスク、カーリーニンの各州では500~600ルーブリであったが、他の辺区と自治共和国では500ルーブリ以下であり、そのうちヤクート自治共和国とブスコフ州内の旧ラトヴィア・エストニア領の諸地区では172ルーブリ、トゥヴァ自治州では100ルーブリであった。それが最も高かったのはアムール州の1,178ルーブリ、そして沿海辺区である。

ロシア共和国では個人副業経営の所得のうち平均して42年は9.6%、43年は6%がこの税の支払いに当てられた。戦後のヴォーログダ州では10%である。この数値は55年によく4%に下がり、59年に1.6%になった。農業税の皆済を難しくした事情のひとつは、農村ではわずかな貨幣でさえ簡単には手に入らなかったこと、つまり、大部分のコルホーズでは作業日報酬が貨幣ではまったく支給されていなかったことである。市場で売ることも決してすべての農民ができたわけでない。その上、価格は戦争の後でひどく下がった。42年比で47年に穀類と牛乳は15分の1、ジャガイモは26分の1、羊肉と豚肉は10分の1となった。そのため、この税の滞納者は絶えず増加した。その主体は「救われない」者、つまり、高齢者や寡婦の農家である。コルホーズ員の農家の滞納金は53年の法によりすべて免除された。

37年まで農村住民の納税額の計算と徴収を行っていたのは村ソビエトである。政府は37年に税務監督官・検査官の規程を定めたが、その職員定数は38年には3万2,300人、45年には4万2,000人であった。監督官(監督員)の職務は、戸主の尋問による家族の全収入源の精査、納税額の計算、そして、減免税措置の適用

である。集められたデータは村ソビエトの農家台帳の記録および前回の課税資料と照合された。適時の徴税はこれに劣らず重要な監督員の任務とされた。農業税の計算と徴収は50年代末からコルホーズの理事会に委ねられた（その際、税務監督官の数は激減した）。この税は39年の法により10月1日、11月1日、12月1日の3つの期限内に等分して納付された。53年からはその40%を年度の上半期に、60%を下半期に払い込むことになった。

大祖国戦争期に最も負担が重かったのは頭割りの戦時税である。それを免除された者の範囲は農業税よりも著しく狭かった。納税額は43年まで農家の各人員に対して年150～600ルーブリの枠内で決められた。コルホーズ員と個人農の1人当たり平均課税額は、プスコフ、グロズヌィ両州で200ルーブリ、クラスノダール、スターヴロポリ両辺区で270ルーブリ、マリ、モルドヴァー両自治共和国で400ルーブリ、クルガン、トムスク両州で450ルーブリ、ヴラジーミル州で500ルーブリであった。戦時中、1戸当りの税額は増え、ロシア共和国では42年に492ルーブリ、43年に803ルーブリとなった。それに応じて個人副業経営の所得に占めるその比重も42年の4%から43年の7%に上昇した。その他、大祖国戦争期の農民は軍事機材の建設に払込みを行っており、その額は戦時中に120億ルーブリに達した。

地方的な租税公課についていえば、それらの詳細な検討は将来の研究課題である。とはいえ、少なくとも50年代の中頃までは、ここでもまた引き上げの傾向が見られる。たとえば、44年になるとそれらはソ連全体で40年レベルの3倍に増え、地方予算の収入の20%を占めるようになり、45年から50年にかけては、コルホーズ員の農戸1戸当たりで12ルーブリから25ルーブリに、つまり、その貨幣所得の0.7%から2.1%に増加した。この増加はいくつかの税目を見ても明らかである。たとえば45年から50年までの間にヴォーログダ州の歳入は、

建物税が390万5,000ルーブリから555万4,000ルーブリに、地代が286万4,000ルーブリから401万3,000ルーブリに、輸送手段保有税が1万8,000ルーブリから5万3,000ルーブリに、家畜保有税が10万4,000ルーブリから22万1,000ルーブリにそれぞれ増加している。

地方予算の租税公課が農民の農戸の貨幣所得に占める割合は、ロシア共和国全体で40年に4%であり、48年には14%にまで増えたが、57年には1%に減少した。

国債への応募は、金品が当る宝くじと同様、公式にはコルホーズ員の自由意志によるものであった。とはいえ、国家はこの形態を資金動員の重要なチャンネルと見なしていた。戦時中（42～45年）、ソ連の農民は国債の口座に278億3,700万ルーブリ振り込んだが、これは国全体の応募額の3分の1に相当した。国債の発行高は50年代の初めまで増加した。こうして、コルホーズ員の農家1戸当りの平均応募額は、アルハンゲリスク州では50年に131ルーブリ、51年は169ルーブリであり、ヴォーログダ州では49年が162ルーブリ、51年は197ルーブリであった。56年にコルホーズ員の農戸の応募額はロシア共和国平均で173ルーブリとなっている。このために個人副業経営が行った支出は40年に農戸の貨幣所得の2.4%、50年に3.4%、57年に0.2%を占めた。

応募はすべて党機関が監督していた。ソビエト〔役場〕と財務部の職員はキャンペーンを積極的に指導した。それへの農民の大量参加はとくに重視された。国債の割り振りとともに重要とされたのは、現金を少なくとも応募総額の50%以上集めることである。そのために50年代の初めから、国債の公募時までに農産物の売買を組織するとか、コルホーズ員に作業日報酬を払い終える等々のことが追求された。応募計画の達成と超過達成をめざして、コルホーズ員間、コルホーズ間、村ソビエト間で競争が行われた。このキャンペーンの中で自由意志の原則の違反は厳禁されていたが、下部での割り当て

原則はしばしばごくありふれたものであった。応募を強制したり、コルホーズ員に支払われる作業日報酬から国債払込み分を控除したりするケース等もよく見られた。

農民の金納課役は全体として50年代の初めにピークに達し、53年以降は、農戸に対する課税政策の緩和の結果として激減している。租税公課の納付、債券の購入、そして国債への応募のための支出は、40年に個人副業経営の貨幣所得の6.4%、48年に17%、50年に18%、56年に1.8%であった。これらの支払いの最高水準は50~52年の20%弱である。60年代の中頃になると金納課役は著しく減少している。たとえば63年には、農民家族の所得に対するその割合はもはや1.9%を超えなかった。

V 住民に対する課役の賦課の方法

課役には様々なものが存在したために、それらの実現を保障する有効な方法が求められた。当時の「スターリン的」経済モデルの特質からして、まずもって、それらの方法の経済外的な性格が決定された。

35年の農業アルテリ模範定款によれば、作業日のミニマムを働かなかった労働能力のあるコルホーズの成員は除名処分を受け、コルホーズ成員の諸権利を失った。然るべき理由のない欠勤、できの悪い仕事、その他の定款違反の場合、コルホーズ員には次のような懲戒措置をとることができた。すなわち、できの悪い課業のやり直し（作業日の加算なし）、注意、戒告、総会での譴責、勤務不良者掲示板への記入、5作業日以内の罰金、低給与職への配置転換、そして一時的解職である。最高の制裁手段はコルホーズからの除名とされた。

戦時中は、42年2月15日付けソ連最高会議幹部会令に従って、然るべき理由なくシーズンごとの義務的な作業日ミニマムを達成しなかった労働能力あるコルホーズ員は裁判にかけられ、コルホーズ内での6ヵ月以下の矯正〔強

制〕労働と、農業アルテリによる作業日報酬の25%以下の控除とによって罰せられた。その上、彼らは屋敷付属地を失った。この種の事件に関連して、ロシア共和国の人民裁判所は42年の5ヵ月間(6~10月)だけで15万1,000人のコルホーズ員の審理を行い、そのうち11万7,000人を有罪とした。裁判によるコルホーズ員の処罰は47年5月31日付け政府決定により平時にも行われ続けた。公共経営の仕事を忌避する者は、48年6月2日付けソ連最高会議幹部会令に従って、国内の遠隔地への8年以下の強制移住に処せられた。〔個々人の〕強制移住を決定したのはコルホーズの総会である。48年の夏の間、ロシア共和国では「勤労活動の悪質な忌避を行った」1万2,000人の農民が国内の遠隔地に強制移住させられた。その後、少なくとも60年代の初めまで、より小規模ではあるが、強制移住は続けられた。とはいえ、コルホーズでの労働課役の忌避者に対する強硬な政策は期待された成果を収めなかった。国家権力の最高機関では、戦争のほとんど直後から、そうした政策の実効性の低さという問題が審議されていた。47年にコルホーズ問題会議の部長V. チュヴィコフはA. アンドレーエフ〔同会議議長〕宛ての報告書の中で、「作業日ミニマムを履行しないコルホーズ員の裁判による処罰は然るべき成果をあげておらず、それとともに前科者のコルホーズ員を大量に生み出している」ことを指摘している。彼が提案したのは「裁判による制裁措置を経済的制裁の措置に代えること」である。このことはソ連農業次官S. ホシュターリヤもまた51年にG. マレンコフ〔ソ連副首相〕宛ての報告書の中で述べており、彼は、強制移住の代わりに、屋敷付属地の一部没収や納税・供出上の優遇措置の取り消し、また〔コルホーズ員個人ではなく〕農戸全体に適用されるその他の措置をとることを提案した。53年の農業税法では、然るべき理由なく所定の作業日ミニマムを働かない成員のいる農家は納税額の50%増額が決められた。56年

3月6日付けの党中央委員会・ソ連政府決定が出た後、コルホーズは、ホシュターリヤの提案した措置を自己の定款に書き加える権利を得た。その上、罪を犯した者は、理事会の裁量により、屋敷付属地をすべて失い、放牧地と採草地の利用権もまた失うかもしれない。

強制手段は60年代の中頃までに次第に姿を消した。69年の第3回全連邦コルホーズ員大会で採択されたコルホーズ模範定款によれば、コルホーズの理事会は付加給その他の褒賞金品の一部あるいは全部を規律違反者から取り上げることができた。処罰の最後の手段は、従来通り、コルホーズからの除名である。コルホーズ員を公共経営の仕事に就かせるために物質的な刺激が導入された。ソ連閣僚会議は何度も決定を採択し、コルホーズでの所得の分配は各作業隊、各作業班の収穫量を考慮して行うこと、畜産に関しては実際の生産量に応じて行うことを勧告した。69年のコルホーズ模範定款では、良心的労働に対する褒賞制度——謝意の表明、報奨金の支給、賞状の授与、表彰板への記入、「コルホーズ功労者」称号の授与など、すでにコルホーズ内で定着していたもの——が初めて法令化された。

木材調達への徴発の方法も少なからず懲罰・弾圧措置を含んでいた。「既定の絶対的任務」の不履行、つまり、木材調達の忌避は裁判に付された。戦時中、その処罰は一段と厳しくなった。「罪人」はロシア共和国刑法典第61条により責任を問われた。この種の事件は起訴前の捜査取調べが廃止され、それは木材調達企業の管理部により直接裁判にかけられた。

道路建設への参加の忌避は、36年のソ連中央執行委員会および人民委員会議の決定により、不履行の工事代金の2倍に当る罰金が科され、それは期間の定めなく道路機関により取り立てられた。しかし、ここで用いられたのは基本的に行政的・強制的手段である。こうして、39年から広まったのが（中央アジアの諸共和国でのスターリン記念フェルガナ運河の建設を

手本とした）高速建設法であり、これは、コルホーズ員を始めとする住民をそこで使う際に、何らかの労働ノルマによる制限を受けない方式である。にもかかわらず、40年代末から50年代初めになると、コルホーズ員は道普請役にますます加わらなくなった。たとえば、ヴォーログダ州で毎年それに徴発できたのは、この課役を義務づけられた農村住民の16～25%を超えなかった。

物納課役の不履行によりコルホーズ員は財産の差押えと没収の脅威にさらされたが、それらは37年までは「抗弁を認めず」、つまり、調達機関の行政命令により執行された。37年以後はソ連中央執行委員会および人民委員会議の決定に従い、滞納の弁償のための財産没収は人民裁判所の判決によってのみ執行されることになり、しかも、滞納者は裁判を待つことなく、書面による警告後に皆済する権利を与えられた。同時に、滞納者は次のものを滞納の弁償のために没収あるいは売却されないことも規定された。すなわち、住宅、唯一の牝牛、農業アルテリ定款で認められた飼育頭数の半分以上の家禽・羊・豚、私用の日用品、そして、次の収穫まで家族に不可欠な食料である。物納課役の不履行者に対する処罰の措置は大祖国戦争期に一段と厳しくなった。42年11月24日付けソ連人民委員会議決定は、調達人民委員部の地区代表が農家に「抗弁を認めず」滞納を取り立ててもよいと指示した。農民が再度債務者の身分に転落したとき、彼は刑事責任を問われた（矯正労働の作業1年以下ならびに自由剥奪2年以下および財産没収）。45年にこの決定の効力は戦後の時期にまで延長され、広く適用された。たとえばロシア共和国では、47年に、皮革原料と卵と牛乳の義務供出違反事件で各々1万5,800戸、13万2,000戸、23万1,000戸の滞納農家が裁判に回された。全体的に見て、この件で裁判にかけられた農家の割合は、国家供出を義務づけられたコルホーズ農戸総数の0.5～2%を超えない。弾圧策が狙っていたのは恐怖

心を持続させることであり、というのも、滞納をそれらの弾圧策によって一掃することは不可能だったからである。この「軽微な罪」に対する刑事責任は54年によく廃止された。同年4月13日付けソ連閣僚会議決定が主な刑罰としたのは、未供出作物価格の1~2倍の罰金および屋敷付属地の2年以下の利用権剥奪である。「抗弁を認めない」財産の差押えと作物の没収は刑罰として残された。これらを決定するのはもはや裁判所でなく地区執行委員会である。所得源の隠蔽も刑事責任を問われた。税の徴収は不服申立てや訴えがあっても停止されなかった。それらを適時に取り立てるために大量の宣伝手段が講じられた。

おわりに

30~60年代のコルホーズ農民の課役は農業社会から工業社会へのロシア社会の転換の最も重要な要素であった。それらの制度が形成されたのは30年代であり、この時期に制度の大部分が法令化された。課役は41~45年に、そして今一度48~53年に激増した。[スターリンが死んだ]53年以後は、それらの水準の低下と種類の減少がゆっくりと進んだ。この制度の解体は全体として50年代末に始まり、60年代後半に完了した。

コルホーズ農戸の搾取の水準はその物的資源と労働資源の無償の収用に直接関連していた。その搾取の程度を確定するのは難しいが、というのも、すべての指標を単一の尺度に換算する方法が欠如しているからである。本論文ではコルホーズ農民からの諸種の間接的な資金の収用が考慮されていない。そして、それらは少ない。たとえば、62~63年にソ連のコルホーズは様々なチャンネルを通じて完全年間就業従業員1人当たり平均674ルーブリを国家に渡しており、他方、ロシア共和国のコルホーズ員の月平均給与額は65年になっても51ルーブリを超えなかった。また、課役の大きさを検討するに

は、公共消費ファンドを通じた収用資金の部分的返却と国債の償還とを考慮することが将来の研究において重要である。

農戸の直接的搾取の水準を全体的に評価するならば、無給の作業種類、たとえば道普請役では給金の完全な収用が見られたということができる。その他の労働課役は搾取の水準がより低かったとはいえ、長期間にわたるものであり、農民社会の実生活において重大な役割を演じた。

コルホーズ農民の搾取水準の概括的指標を計算することは将来の研究課題である。全体的として言えることは、その搾取の水準が最高であったのは課役の制度が「古典的」な形で存在した時期、すなわち50年代の中頃までであること、そのお陰で国家は経済発展を強行することができたが、結局はその農業分野の発展可能性を残らず使い果たし、非可逆的な脱農民化の過程を促したということである。

引用資料所蔵文書館と引用文献（すべてロシア語）

ヴォーログダ州現代政治史文書館（VOANPI）

国立アルハンゲリスク州社会政治運動・団体文書館

国立アルハンゲリスク州文書館（GA AO）

国立ヴォーログダ州文書館（GA VO）

国立ロシア連邦文書館（GA RF）

ロシア国立経済文書館（RGAE）

ロシア国立社会政治史文書館（RGASPI）

[1932]『1931/32年の北部地方の木材調達』、アルハンゲリスク。

[1935]『農業に関する最重要決定』、モスクワ。

[1937]『1937年の木材調達における労働組織と労働報酬制度』、ヴォーログダ。

[1940]『農業に関する最重要決定、1938~40年』、モスクワ。

[1941]『ソ連における国債と国民の貯金』、ヴォーログダ。

[1946]『農業アルテリ模範定款』、モスクワ。

- [1948]『農業に関する最重要決定, 1938～46年』, モスクワ。
- [1956]『ソ連法律集・ソ連最高会議幹部会令集, 1938～56年』, モスクワ。
- [1957]『ソ連の木材工業』, レニングラード。
- [1957]『ソ連の木材工業, 1917～57年』第3部, モスクワ。
- [1958-59]『コルホーズ法史, 1917～58年』全2巻, モスクワ。
- [1967]『農業生産の効率性』, モスクワ。
- [1967-68]『経済問題関係党・政府決定, 1917～67年』第2～4, 6巻, モスクワ。
- [1968]『ソ連法律集・ソ連最高会議幹部会令集, 1938～67年』第1巻, モスクワ。
- [1971]『ロシア共和国国民経済, 1970年, 統計年報』, モスクワ。
- [1975]『農業に関する党と政府の決定, 1965～74年』, モスクワ。
- [1978]『ソ連共産党のレーニンの農業政策, 1965年3月～78年7月』, モスクワ。
- [1978]『ソ連社会主義経済史』第5巻, モスクワ。
- [1986-88]『ソ連農民史』全4巻, モスクワ。
- L. V. イジューモヴァ [1999]「農村住民の道普請役の問題について, 1930～40年代」, Criterion (チェレボヴェーツ), No. 2。
- O. M. ヴェルビツカヤ [1992]『ロシアの農民, スターリンからフルシチョフまで』, モスクワ。
- V. V. カバーノフ [1988]『「戦時共産主義」の中の農民経済』, モスクワ。
- A. S. クドリャフツェフ [1957]『ソ連道路建設史概説』第2巻, モスクワ。
- V. F. ズイマー [1996]『ソ連の飢餓, 1946～47年』, モスクワ。
- [1994]「第2のクラーク絶滅」, 『祖国史』, No. 3。
- A. G. ズヴェーレフ [1957]『国債と貯金局への預金』, 国立財務出版所発行。
- V. I. ネウボコーエフ [1987]『欧露農民の国家課役, 18世紀末～19世紀初頭』, モスクワ。
- M. A. ベズニン [1988]『ロシア非黒土帯のコルホーズ員の生活状態, 1950～65年』第1部, ヴォーログダ。
- [1991]『ロシア非黒土帯の農民の農戸, 1950～65年』, モスクワ=ヴォーログダ。
- V. P. ボボーフ [1993]「知られざるフルシチョフの発意」, 『祖国の公文書館』, No. 2。
- [1993]『戦後のロシア農村, 1945年6月～53年3月』, モスクワ, 1993年。
- [1997]「40年代の農民の租税」, 『社会学研究』, No. 2。
- G. L. マリヤーヒン [1964]『ソ連住民税史概説』, モスクワ。

